

議 長 7番本多さん、1番赤津さんを指名いたします。
 日程第2、議会運営委員長報告を行います。
 先の本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本臨時会の議事、運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

議会運営委員長 堂場議会運営委員長
 議会運営委員会において協議、決定した内容をご報告いたします。
 さきに、第2回村議会臨時会の議事運営等に関して、議長から諮問がありましたので、これに応じ4月28日午前9時00分より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。

議 長 その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し検討した結果、本日1日間とすることが適当であると認められました。
 以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本臨時会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長 委員長の報告が終わりました。
 なお、ただ今の委員長報告に対する質疑は省略いたします。

議 長 日程第3、会期決定の件を議題といたします。
 おはかりいたします。
 本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。
 これにご異議ありませんか。
 (ありませんの声あり)

議 長 異議なしと認めます。
 したがって会期は1日間と決定しました。

議 長 日程第4、諸般の報告をいたします。
 諸般の報告は印刷してお手元に配布しておきましたから、ご了承願います。

議 長 日程第5、承認第1号 平成19年度更別村一般会計補正予算(第7号)の専決処分の承認を求める件を議題といたします。
 提出者から提案理由の説明を求めます。

村 長 承認第1号 平成19年度更別村一般会計補正予算(第7号)の専決処分の承認を求める件でございます。
 平成19年度更別村一般会計補正予算(第7号)について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。
 理由といたしましては、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。
 次のページに専決処分書の写しを添付してございます。3月31日付けで専決処分したものでございます。
 理由といたしまして、歳入歳出予算について村債の起債許可額及び道補助金が増額となり、緊急に補正する必要が生じたが、議会を

招集する時間的余裕がないので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をしたものであります。

次のページから専決処分した補正予算の内容でございます。

平成 19 年度更別村一般会計補正予算（第 7 号）は次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,500 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,183,460 千円とするものでございます。

2 項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によります。

第 2 条、地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」によるものであります。

専決処分年月日は、平成 20 年 3 月 31 日ということでございます。

6 ページをお開き願いたいと思います。

歳入でございます。

款 14 道支出金、項 2 道補助金、目 1 総務費道補助金 2,800 千円の追加でございます。この 2,800 千円につきましては、かねて農業政策推進事業で実施しておりますアグリチャレンジャー事業につきまして道補助金の要望をいたしていたところでございます。これが年度末に地域政策補助金として認められたということでございまして、事業費の約半分に相当いたします 2,800 千円を追加するものでございます。款 20 村債、項 1 村債、目 1 一般単独事業債 700 千円の追加でございます。これにつきましては、防災対策事業債として追加するものでございます。平成 19 年度に橋梁の調査を実施いたしまして、平成 20 年から橋の架け替え工事を行ってまいりますけれども、この調査に対しまして防災対策債が許可されたということでございます。この 700 千円の償還、元利につきましては 5 割相当分が交付税に算定されるものであるということでございます。

続きまして 7 ページ、歳出でございます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 11 公共施設等整備基金費 3,500 千円の追加でございます。今回の歳入の追加補正によりまして 3,500 千円を公共施設等整備基金積立金とするものでございます。この積立増加によりまして公共施設等整備基金の残高につきましては 607,471,128 円となるものでございます。款 6 農林水産業費、款 8 土木費につきましては今回の歳入増によりましてところの財源補正でございますのでご参照賜りたいと存じます。

次に 3 ページ、第 2 表地方債補正でございまして、起債の目的として一般単独事業債、限度額といたしまして変更前は 0 でございましたけれども、今回の補正によりまして 700 千円を追加するということでございます。その他につきましてはお目通しを願いたいと存じます。

議 長

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。
説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

7 番本多議員

7 番 本多さん

この地域政策補助金というのは、今年もいちごの事業をやるわけ
ですけれども、これは単年度で出るものなのか、それとも一事業に
対して道から出るものなのか確認したいと思います。

議 長
副 村 長

副 村 長

この件につきましては、先程村長が説明しましたように、アグリ
チャレンジャーに対して地域政策補助金、十勝支庁の審査で交付に
なったものでございます。昨年は該当にはなっておりませんので、
今年の予算につきましても確実なところを当初予算では見ておりま
せん。道の財政もでございますので、今年 2,800 千円ついております
ので、対象事業経費が 18 年度は 10,000 千円以上でない駄目だど
いうことでしたが、19 年度は 10,000 千円でもチャレンジャー事業に
対しては、政策的につけるということでなったものでございまして、
今後どうなるかについては、まだ当初予算では見ておりませんので、
今のところ状況を見ているということになるかと思ひます。

議 長

他にありませんか。

議 長

(ありませんの声あり)

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

議 長

(原案賛成の声あり)

これで討論を終わります。

これから承認第 1 号 平成 19 年度更別村一般会計補正予算 (第 7
号) の専決処分の承認を求める件を採決いたします。

本案は承認することにご異議ありませんか。

議 長

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、承認第 1 号は承認することに決定しました。

議 長

日程第 6、議案第 29 号 更別村手数料条例の一部を改正する条例
制定の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

村 長

村 長

議案第 29 号 更別村手数料条例の一部を改正する条例制定の件、
更別村手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するも
のでございます。

理由といたしまして、戸籍法の一部改正及び住民基本台帳法の一
部改正に伴い、条文整備を行うため、この条例を制定しようとする
ものでございます。

次のページが改正条例の本文でございます。なお、この改正にあ

たりましては、資料を提出してございますので、ご覧いただきたいと存じます。

資料といたしまして、更別村手数料条例の一部を改正する条例案の新旧対照表を載せてございます。改正部分につきましてはアンダーライン部分でございまして、全て条文の整備でございます。手数料の金額等に変更はないものでございまして、これらにつきましてはお目通しを願いたいと存じます。最後のページに、今回の改正につきまして附則といたしまして、この条例は、平成20年5月1日から施行するというようにしてございます。

なお、今回の改正につきまして、少し説明を申し上げます。

戸籍法及び住民基本台帳法の一部改正につきましては、個人情報保護を保護する観点から戸籍や住民票の写し等の交付制度が原則公開から限定的公開へと変わったということでございます。

主な改正でございますけれども、戸籍の謄抄本及び住民票等の交付請求が出来る場合の規定といたしまして、本人等の請求による交付請求の場合、戸籍関係では戸籍に記載されているもの、またはその配偶者、直系尊属もしくは直系卑属の方が交付請求をすることができるということでありまして、住民票の写し等の関係におきましては、自己または自己と同一世帯員は交付請求をすることができる、国または地方公共団体の機関による交付請求は認められるということでありまして、これまで申し上げました以外の第三者による交付請求につきましては、次の場合に限り、交付請求をすることができるということになります。自己の権利行使または義務履行のために必要がある場合、国または地方公共団体の機関に提出する必要がある場合、戸籍または住民票の記載事項を利用する正当な理由がある場合につきましては、請求することができるということでありまして、次に本人確認についての規定といたしましては、交付請求の際に窓口に来た人、郵便請求の場合につきましては交付請求者となりますけれども、これにつきましては運転免許証等による本人確認を行うということでありまして、委任状についての規定でございますけれども、代理人の場合は委任状等が必要ということでございます。その他、偽り、その他不正の手段により交付を受けた者に対しまして30万円以下の罰金が課せられる等の制裁措置が許可されたということでございます。なお今回の改正にあたりましては、4月7日の法律公布ということから、期間的に余裕がないということございまして、このため戸籍住民票の交付請求にあたっては、本人確認を行いますということをして3月の広報にて住民に周知をしたところでございます。今回の条例改正、議決をいただいた中で、これは再度5月1日からの施行でございますので、4月30日に放送等で住民に周知をしてまいりたいと思っておりますのでございます。

よろしくお願ひ申し上げ、提案説明とさせていただきます。

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

議

長

議 長

質疑の発言を許します。
(ありませんの声あり)
質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

議 長

(原案賛成の声あり)
これで討論を終わります。
これから議案第 29 号 更別村手数料条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

議 長

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
異議なしと認めます。

議 長

したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 7、議案第 30 号 平成 20 年度更別村一般会計補正予算(第 1 号)の件を議題といたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。

村 長

村 長
議案第 30 号 平成 20 年度更別村一般会計補正予算(第 1 号)、平成 20 年度更別村一般会計補正予算(第 1 号)は次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 767 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,519,349 千円とするものでございます。

2 項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

5 ページをお開き願いたいと思います。

今回の補正の歳入でございますが、款 1 村税、項 1 村民税、目 1 個人、今回の補正額 1,353 千円でございます。この追加の説明でございますが、平成 16 年から平成 18 年分の所得税の修正申告がございまして、連動して村民税の個人において平成 17 年から平成 19 年年度分につきまして修正申告となりました。追徴課税し徴収するものでございます。次に款 17 繰入金、項 1 基金繰入金、目 1 財政調整基金繰入金 586 千円を減額するものでございます。今回の追徴課税から歳出部分を差し引きました 586 千円につきまして財政調整基金からの繰入金を減額するということで歳入歳出の調整をはかったものでございます。

次に歳出の 6 ページでございますが、款 2 総務費、項 2 徴税費、目 1 税務総務費 767 千円の追加でございます。今回、追徴課税するわけでございますが、同時に還付が必要になったということでございまして、今回の修正申告にあたっての還付につきましては 727 千

円、加算金 40 千円、これを含めて 767 千円、償還金利子及び割引料で追加補正をするものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議長 これで討論を終わります。

これから議案第 30 号 平成 20 年度更別村一般会計補正予算(第 1 号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって本臨時会に付議された案件は全部終了致しました。

これにて平成 20 年第 2 回更別村議会臨時会を閉会いたします。

(10時27分)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 20 年 4 月 28 日

更別村議会議長 木 山 幸 則

同 議員 本 多 芳 宏

同 議員 赤 津 寛一郎